

**県単老人医療制度(山梨県老人医療費支給事業)が  
平成17年4月1日より変わります。**

来年度から対象となる方の要件が次のように変わります。

**平成17年3月31日まで〈現行制度〉**

市内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、

- ①68・69歳の方
- ②65～67歳のひとり暮らしの方(市内に1親等の血族及び配偶者のいない方)で、所得が一定の基準額以下の方。(老人保健で医療を受けられる方は除きます。)



**平成17年4月1日から〈新制度〉**

市内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、  
68・69歳の方で、同じ世帯の全員が市町村民税非課税の方。  
(老人保健で医療を受けられる方は除きます。)

※ただし、平成17年3月31日までに対象者と認められ受給者証の交付を受けた方については、現行制度の要件を満たしている間は、70歳まで助成を受けることができます。

※助成の内容についてはこれまでと変更ありません。

・助成金請求の際には保険給付を受けた領収書 老人医療費受給証、保険証、受給者本人名義の振込口座(郵便局は除く)がわかるものをお持ちいただき国保医療担当に申請してください。

問合せ先 市民生活課 国保医療担当

**違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。**

**「消火栓」や「防火水そう」  
などの付近は駐車禁止です！**

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存知ですか。

これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、火災発生時に、消火に必要な水を消防隊に供給するものです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに設置されており、これらの消防水利などの周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。

また、消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いつでも火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっておりますが、火災発生時に、「消火栓」や「防火水そう」付近への違法な駐車車両が障害となり、消火活動を妨げるケースが発生していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

**1 消防水利の周辺**

- (1)消火栓から5メートル以内の部分
- (2)消防用防火水そうの給水口若しくは給水管投入孔から5メートル以内の部分
- (3)消防用防火水そうの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分

**2 その他**

- (1)消防用機械器具の置場(消防自動車などの車庫)の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分



また、可搬式小型動力ポンプは、小型軽量ではありますが、毎分約200リットルの放水が可能な高性能ポンプであり、大規模地震対策事業として初期消火体制の充実に目的に整備するものです。

昨年12月15日に行われた貸与式には、地元消防関係者及び自治会関係者が出席し、両部の部長と小形山自主防災会長に市長から貸与が行われました。

都留市では、消防団に配備されている消防車両のうち2台を更新整備し、宝分団第2部、盛里分団第2部に貸与すると共に、可搬式小型動力ポンプを小形山自主防災会に貸与しました。

**小型動力ポンプ付積載車及び可搬式小型動力ポンプを貸与**